平成２４年（フ）第２７号
大阪府阪南市舞４丁目16番14号、前住所大阪府堺市堺区石津町３丁14番57号村上アパート22号
債務者　葛城　憲一
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３１号
大阪府泉大津市池浦町５丁目１番25―503号、住民票上の住所大阪府泉大津市若宮町３番５号
債務者　新井　恵子
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５２号
大阪府岸和田市尾生町４丁目４番38号
債務者　ハウスブラウンコーヒーこと　中村　秋子
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５３号
大阪府岸和田市畑町４丁目１番20号
債務者　根津　成生
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第８４号
大阪府岸和田市別所町２丁目23番２号川上方、住民票上の住所大阪府岸和田市別所町２丁目23番５号
債務者　岡屋　雄三
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第８８号
大阪府泉佐野市長滝1146番地の８
債務者　永村　信行
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第８９号
大阪府岸和田市春木宮川町５番２号
債務者　矢野　壽子
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１０１号
大阪府和泉市鶴山台２丁目１番２―405号
債務者　廣原　春美
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１０３号
大阪府和泉市箕形町５丁目４番45―203号、前住所大阪府和泉市今福町２丁目９番11―106号
債務者　上田　恵子
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１０８号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地35棟301号
債務者　佳島　利夫
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１１０号
大阪府和泉市肥子町１丁目６番13号
債務者　辻川　　均
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１１１号
大阪府阪南市箱の浦84番地の４、前住所大阪府阪南市箱の浦2604番地の400
債務者　張丁　敏子
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１１４号
大阪府泉大津市昭和町９番29号
債務者　門屋　美加
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３８号
香川県高松市屋島西町2307番地７　サンタウン21―Ｂ101号室
債務者　綾野　典子（旧姓山岡）
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１５号
山口県宇部市大字船木4558番地１
債務者　岩崎　敬司
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第１７７号
香川県坂出市加茂町1290番地
債務者　三好　昌代（旧姓田井）
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第２４号
香川県丸亀市山北町652番地８　ハイツルピナス１Ｆ東
債務者　長谷川弘子
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
高松地方裁判所丸亀支部